

# 『島田市中小企業支援制度』のご案内

(令和5年度)

## ☆ 融資制度 ( 事業用資金の融資制度です )

制度名	対象者 (以下の要件を全て満たしているもの)	資金使途	融資 限度額	利率	融資期間	償還方法	保証料 担保 保証人	問い合わせ
小口資金	①市内において3カ月以上継続して同一事業を営んでいる事業者 ②従業員が常時30人(卸売・小売・サービス業は10人)以下の事業者	運転資金 設備資金	700万円	1.4%	5年以内	元金均等月賦償還	信用保証協会の定めによる	取扱金融機関  又は
短期経営改善資金	①市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる事業者 ②県融資制度「短期経営改善資金」を申し込むもの ③従業員が常時50人(卸売・小売・サービス業は20人)以下の事業者	運転資金	700万円	1.5%	5カ月以内	元金均等月賦償還 又は 一括償還	信用保証協会の定めによる	商工課 商工政策係  TEL 36-7146

## ☆ 補助制度 ( 事業に係る資金の一部を補助します )

制度名	対象者	補助対象経費	補助率	問い合わせ
小口資金信用保証料補助金	小口資金を借り入れた事業者	補助対象者が小口資金の貸付けを受ける際に算出される信用保証料	45/100以内	商工課 商工政策係  TEL 36-7146

制度名	対象者 (以下のいずれかの要件を満たしているもの)	対象業種	補助対象経費 (概要)	補助率	補助限度額	問い合わせ
遊休不動産リノベーション 応援事業補助金	①対象区域内の遊休不動産に新規に出店するもの ②対象区域内の遊休不動産を改修し、当該遊休不動産に新規に出店するものに貸与するもの	一部小売業、一部サービス業、宿泊業、教育・学習支援業	店舗の改修(内装及び外装)に係る工事費	1/2以内	100万円	商工課 商業・まちなか活性化係  TEL 36-7164
まちなか商店リニューアル 事業補助金	①対象区域内の店舗であって、現に10年以上継続して営業しているもの ②対象区域内の店舗であって、現に10年以上継続して営業しているものに店舗を貸与しているもの	一部小売業、一部サービス業、宿泊業、教育・学習支援業	店舗の改装(内装及び外装)に係る工事費	3/4以内	30万円	商工課 商業・まちなか活性化係  TEL 36-7164

※この他にも、補助を受けるには条件がございます。

※事業着手前に必ずご相談ください

※この一覧に記載されているものは支援制度の一部です。

※ご不明な点等ございましたら、島田市ホームページをご覧ください。商工課へお問合せください。

# 『島田市中小企業支援制度』のご案内

(令和5年度)

## ☆ 補助制度 ( 事業に係る資金の一部を補助します )

制度名	対象者 (以下の要件を全て満たしているもの)	対象事業	補助対象経費 (概要)	補助率	補助限度額	問い合わせ	
島田市ビジネスニーズ参入支援事業補助金	市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等 ①市内で現に6月以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること ②風営法に規定する営業を行っていないこと ③市税の滞納がないこと	新たな事業展開等 (新たな事業展開、業態転換、デジタルシフト) を行う事業であり、売上の拡大又は生産性の向上が見込まれるもの	謝礼費、原材料費 改修費、機械導入費、 広告宣伝費、委託料、 消耗品費 等	1/2以内	40万円	商工課 商工政策係 TEL 36-7146	
島田市海外展示会出展事業費補助金	市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等	海外展示会出展等に係る事業	出展費、市場調査費、 広告宣伝費、外国出願 費、国際規格等認証取 得費、翻訳料 等	1/2以内	40万円	産業支援センター TEL 54-5760	
地域産業振興事業費補助金  4月～9月事業実施：4月から受付 10月～3月事業実施：9月から受付	①工業系用途地域または事業活動を行うに相当と認めた地域で操業または操業を予定しているもの ②製造業、建設業、運輸業等を営む中小企業、協同組合等 ③対象事業が国や県等から補助金を受けていないもの ④前年度にこの補助金の交付を受けていないこと	製造業	1 機械設備整備事業  2 研究開発事業	生産設備や加工設備の整備に要する経費  新製品や新素材の研究開発に要する経費	1/10以内  1/2以内	100万円  50万円	産業支援センター TEL 54-5760
		製造業 建設業 運輸業 郵便業	3 労働環境改善施設整備事業 (注1)	更衣室、シャワー、洋式トイレ等の施設の整備又は改修に要する経費	1/10以内	50万円	

(注1) 対象事業3については、市内に主たる事業所を有する事業者 (個人事業者を含む) により施工されたものに限ります。

制度名	対象者	対象事業	補助対象経費 (概要)	補助率	補助限度額	問い合わせ
創業補助金	個人 (創業準備中に法人設立も可) ※事業着手前に必ずご相談ください。	市内で新たに起こす事業	創業事務費 人材育成費 設備費、広報費 等	2/3以内	40万円 ※中心市街地区域内での創業は50万円	産業支援センター TEL 54-5760

※この他にも、補助を受けるには条件がございます。

※事業着手前に必ずご相談ください

※この一覧に記載されているものは支援制度の一部です。

※ご不明な点等ございましたら、島田市ホームページをご覧ください、商工課へお問合せください。